

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 11 月 1 日作成)

法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律		
根拠条項	第 8 条第 1 項		
許認可等の種類	改善計画の認定		
法令の定め	(改善計画の認定) 第 8 条 事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。		
審査基準	第 8 条第 3 項 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。		
標準処理期間	総期間	24	日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
申請先	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 11 月 1 日作成)

法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律		
根拠条項	第9条第1項		
許認可等の種類	改善計画の変更の認定		
法令の定め	(改善計画の変更等) 第9条 前条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。		
審査基準	第9条第3項 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 第8条第3項 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。		
標準処理期間	総期間	24	回・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
申請先	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ		(電話番号：26-762)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm		